

指 名 停 止 と 同 様 の 措 置 の 概 要

1. 業者名及び住所

業 者 名	住 所	備 考
(有) 大槻土建	鹿嶋市大字和 1 5 7 2 番地	

2. 措置期間 令和 8 年 9 月 2 4 日～令和 8 年 1 2 月 2 3 日（3 か月）
（※今後、有資格者となった場合この措置期間の始期から 3 か月の指名停止措置を行う。）

3. 指名停止措置の適用範囲 工事

4. 事実概要

(有)大槻土建及び同社の代表取締役は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反したとして、令和 6 年 6 月 2 1 日、麻生簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5. 措置理由

「土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱」（平成 1 1 年 3 月 3 1 日告示第 2 2 号。
以下、「指名停止等措置要綱」という。）第 2 条第 1 項及び別表第 2 第 1 6 項に該当。

措 置 要 件	期 間
別表第 2（第 2 条，第 4 条－第 6 条，第 8 条関係） 贈賄，談合及び不正行為等に基づく指名停止措置基準 1 6 別表第 1 及び前各項に掲げる場合のほか、役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を言い渡され、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 1 2 月以内

問 い 合 わ せ 先
土浦市総務部契約検査課契約検査係 土浦市大和町 9 番 1 号 電話 0 2 9－8 2 6－1 1 1 1 （内線）2 2 2 6・2 2 2 7